

令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱

令和6年6月18日
砥部町告示第154号

(目的)

第1条 町は、砥部町補助金等交付基準に定めるもののほか、この告示に定めるところにより、事業実施主体が行う鳥獣害防止施設整備事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、鳥獣害防止対策をより効率的に推進するために必要である被害防止施設の整備を図ることを目的とする。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費 事業実施主体が令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業実施要領に基づいて行う、被害防止施設整備のための資材購入及び設置（緩衝帯の設置及び鳥獣害侵入防止対策施設の設置は、外部委託により設置する場合に限る。）に必要な経費

- (2) 補助率 補助対象経費の2分の1以内

(補助金の交付申請)

第3条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知をするものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補

助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 補助金の増減があるとき。
- （2） 事業費の30%を超える増減があるとき。
- （3） 設置場所の変更があるとき。

2 前項第2号の規定は、適正に事業費の算定が行われている場合であって、入札等により生じた事業費の30%を超える減である場合は、適用しない。

（補助金の変更交付決定）

第6条 町長は、前条第1項の変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の変更交付を決定し、速やかに事業実施主体に令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業の着工）

第7条 事業の着工は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金に係る交付決定前着工届（様式第5号）を町長に提出したうえで実施することができる。

（補助事業の中止及び廃止）

第8条 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 事業実施主体は、12月31日現在における令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、令和7年1月8日までに町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 事業実施主体は、補助事業の完了した日から起算して10日以内又は令和7年3月24日のいずれか早い日までに、令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業実績報告書（様式第8号）に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第9号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 町長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を事業実施

主体に令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた事業実施主体は、令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金精算払請求書（様式第11号）を別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の精算払請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 町長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 事業実施主体は、概算払の交付を受けようとするときは、令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金概算払請求書（様式第12号）に関係書類を添えて、町長に請求しなければならない。

（財産の管理）

第15条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助金等の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 事業実施主体は、取得財産等のうち機械及び重要な器具で、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超えるものを、町長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

4 事業実施主体は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

5 町長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

（関係書類の保管）

第16条 事業実施主体は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 6 年度において、別添のとおり事業を実施したいので、令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱第 3 条第 1 項の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

様式第 1 号－ 1

1 事業の目的（又は成果）

2 事業計画（又は実績）

設 場 所	対 作 象 物	対 鳥 象 獣	受 益 農 家 戸 数	施 設 の 種 類	施設の規模			事業費		負 担 区 分		備 考
					数 量	設 置 距 離	設 置 面 積		設置費	町補助金	事業実施主 体 負 担 金	
			戸			m	a	円	円	円	円	
事業費計												
消費税相当額												
合 計												

（注 1）設置場所については字まで記入のこと。

（注 2）設置費については外部委託する場合に記載のこと。

（注 3）備考欄には消費税納税の有無及び補助残融資の有無を記載のこと。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		町補助金 (A)	事業実施主体負担金 (B)	
鳥獣害防止施設整備事業	円	円	円	

4 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
町 補 助 金	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
鳥獣害防止施設整備事業	円	円	円	円	

5 補助金算定表

事 業 名	補助対象経費 (C)	補助率 (D)	補助限度額 (C) × (D)	補助金額	備 考
鳥獣害防止施設整備事業	円		円	円	

6 事業完了予定(又は完了)年月日 令和 年 月 日

7 添付書類

- (1) 設置位置図(対象地域の既に設置している防止施設及び本事業により設置を予定している防止施設の場所等が明確に分かるもの)
 - (2) 施設の見積書及びカタログ(実績報告書にあっては、売買契約書の写し)
 - (3) 実績報告書にあっては、様式第8号—1、写真(えひめ地域鳥獣管理専門員の活動が分かるもの、緩衝帯の設置においては、設置前・後の写真)
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (注) 添付書類については、計画承認申請書等により提出済みのものと同様の場合は省略できるものとする。

様式第2号（第4条関係）

令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付決定通知書

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

砥部町長 

令和 年 月 日付けで申請のあった令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金については、令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり補助金を交付します。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業とし、補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

- 2 補助金の区分は、申請書の経費の配分欄の記載のとおりとする。
- 3 事業実施主体は補助事業を執行するにあたっては、本要綱及び令和6年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業実施要領に従わなければならない。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 5 この補助金に係る交付決定の条件に違反したときは、当該補助金の額の確定後においても補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第 3 号（第 5 条関係）

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定の通知があった令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金を、別添のとおり変更したいので、令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、その承認を申請します。

（注）添付書類は、様式第 1 号－1 の様式に準ずるものとする。この場合、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」とすること。また、変更部分については変更前の内容をカッコ書きで記載のこと。

様式第 4 号（第 6 条関係）

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金変更交付決定通知書

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

砥部町長 

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金の変更については、令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり補助金を変更して交付します。

記

補助金の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業とし、補助金の額については次のとおりとする。

変更前の補助金の額（金 円）

変更後の補助金の額 金 円

様式第 5 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金に係る交付決定前着工届

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業補助金交付申請書に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので、令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、交付決定前着工届を提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

-

（注）添付書類は、様式第 1 号— 1 とする。

様式第 6 号（第 8 条関係）

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定の通知があった令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業を、中止（廃止）したいので、令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 7 号（第 9 条関係）

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業遂行状況報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定の通知があった令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業について、令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備考
	12 月 31 日までに完了したもの		1 月 1 日以降に実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
円	円	%	円		

（注）出来高比率については、施設設置の進捗状況をパーセントで記載すること。
（箱わな等、購入のみの事業内容の場合は、購入した時点で 100%とする。）

様式第 8 号（第 10 条関係）

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業実績報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定の通知があった令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業の実績について、令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、別添のとおり関係書類を添えて報告します。

（注）添付書類は、様式第 1 号－1 の様式に準ずるものとする。

様式第 8 号－ 1

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業に係るえひめ地域鳥獣管理専門員活動実績書

事業実施 主体名	設置場所	日付	えひめ地域鳥管理専門員氏名	内容	備考

- (注 1) 設置場所については字まで記入のこと。
- (注 2) 日付欄にはえひめ地域鳥獣管理専門員が連携を行った日付を記載のこと。
- (注 3) えひめ地域鳥獣管理専門員氏名欄には事業の実施にあたり、連携等を行ったえひめ地域鳥獣管理専門員の氏名を記載のこと。
- (注 4) 内容欄にはえひめ地域鳥獣管理専門員が事業の実施にあたり、連携等を行った内容を具体的に記載のこと。

様式第 9 号（第 10 条関係）

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業
仕入に係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定の通知があった令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業について、令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付要綱第 11 条の補助金の額の確定額

（令和 年 月 日付け、砥農林第 号による額の確定通知額）

金 円

2 補助金額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第 10 号（第 11 条関係）

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日
砥農林第 号

事業実施主体 様

砥部町長 

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金については、金 円に確定したので、令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

様式第 11 号 (第 12 条関係)

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体 (印)

令和 年 月 日付け、 碓農林第 号で補助金確定の通知があった令和 6 年度碓部町鳥獣害防止施設整備事業について、令和 6 年度碓部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

※押印を省略する場合は、下欄に記入すること。

本件責任者 (職氏名・電話番号、メールアドレス)	
担当者 (職氏名・電話番号、メールアドレス)	

様式第 12 号（第 14 条関係）

令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体 ⑩

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定の通知があった令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業について、令和 6 年度砥部町鳥獣害防止施設整備事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

内訳

交付決定通知額 金 円

概算払受領済額 金 円

今回請求額 金 円

残額 金 円

※ 1 概算払いに係る金額の支払い証明書、その他参考となる資料を添付すること。

※2 押印を省略する場合、下欄に記入すること。

本件責任者 (職氏名・電話番号、メールアドレス)	
担当者 (職氏名・電話番号、メールアドレス)	